

社援発0118第1号
平成25年1月18日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の公布及び告示について（通知）

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）については、平成24年3月27日に公布されており、整備法の趣旨及び主な内容については、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布について（通知）」（平成24年6月27日付け社援発0627第3号厚生労働省社会・援護局長通知）において既にお示したところである。

本日、整備法の施行（平成25年4月1日）に必要な政令及び省令並びに告示が別紙のとおり公布及び告示されたことと合わせ、その趣旨及び主な内容について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

第1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年政令第5号）

1 政令の趣旨

整備法の施行により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に改正されること等に伴い、関係政令における所要の規定の整備等を行うものである。

2 政令の内容

(1) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条関係）

障害者総合支援法第4条第1項の規定に基づき、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病を定めることとしたこと。

(2) 指定の欠格事由に係る労働に関する法律の規定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第22条の2、第26条の11及び第38条の2並びに児童福祉法施行令第25条の8関係）

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関並びに指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定の欠格事由及び取消事由となる罰則を定める法律の規定として、次のアからウまでの法律の規定を定めることとしたこと。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条、第118条第1項（同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

イ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定

ウ 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定

(3) 法令名に係る文言の整理等

障害者自立支援法、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）等を引用している規定の整理を行う等、関係政令について所要の規定の整理等を行うこととしたこと。

第2 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第4号）

1 省令の趣旨

整備法の施行により、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業の対象拡大が行われること等に伴い、関係省令における所要の規定の整備等を行うものである。

2 省令の内容

(1) 難病患者等を障害福祉サービスの対象とすることに伴う規定の整備（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の7関係）

現行の規定では難病患者等が対象とならない自立訓練（機能訓練）の規定について、難病患者等もその対象となるよう所要の規定の整備を行うこととしたこと。

- (2) 市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業における意思疎通支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の9の3、第65条の11、第65条の12、第65条の14の4、第65条の15、第70条及び第71条関係）

市町村及び都道府県が地域生活支援事業において実施する意思疎通支援について、次のとおりそれぞれの役割分担を定めることとしたこと。

ア 市町村

意思疎通支援を行う者の派遣については少なくとも手話及び要約筆記、意思疎通支援を行う者の養成については少なくとも手話（専門性の高いものを除く。）に係る意思疎通支援を行う。

イ 都道府県

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指点字、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係る意思疎通支援を行う。

ウ 指定都市及び中核市

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指点字に係る意思疎通支援を行う。

- (3) 構造改革特別区域における基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスに係る規定の整備（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条関係）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスが規定されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

- (4) 法令名に係る文言の整理等

障害者自立支援法、障害者自立支援法施行令、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）等を引用している規定の整理を行う等、関係省令について所要の規定の整理等を行うこととしたこと。

第3 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示（平成25年厚生労働省告示第6号）

1 告示の趣旨

整備法の施行により、難病患者等が障害福祉サービスの対象に加わること等に伴い、関係告示における所要の規定の整備等を行うものである。

2 告示の内容

- (1) 難病患者等を障害福祉サービスの対象とすることに伴う規定の整備（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第9及び別表第16関係）

現行の規定では難病患者等が対象とならない共同生活介護及び共同生活援助について、難病患者等もその対象となるよう所要の規定の整備を行うこととしたこと。

- (2) 法令名に係る文言の整理等

障害者自立支援法、障害者自立支援法施行令、障害者自立支援法施行規則等を引用している告示の規定の整理を行う等、所要の規定の整理等を行うこととしたこと。

第4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（平成25年厚生労働省告示第7号）

1 告示の趣旨

障害者総合支援法第4条第1項に定める障害者の定義に、「治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」が追加されることに伴い、この「厚生労働大臣が定める程度」を定めるものである。

2 告示の内容

障害者総合支援法第4条第1項に規定する厚生労働大臣が定める程度は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度とすることしたこと。

第5 施行期日・適用期日

第1から第4までに掲げる政令及び省令並びに告示について、いずれも本年4月1日から施行及び適用することとしたこと。